

徳島県告示第二百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
小松島市	西山(4)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	大田浦	同	
美馬市	谷口カゲ	地すべり	
三好市	馬場	同	
	井ノ久保	同	
	松本	同	
	寺野	同	
	大谷	同	
	佐連	同	
	小川谷	同	
	頼広左岸	同	
	白川右岸	同	
	尾又	同	
	志も屋敷	同	
	羽瀬	同	
	日浦上	同	
	下名影	同	
南日浦	同		
桜	同		
上知行	同		
荒倉	同		
駒倉	同		
勝浦町	生名谷	土石流	
佐那河内村	エウガ西谷	同	
神山町	坂丸(4)	急傾斜地の崩壊	
美波町	奥地上(4)	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに係する徳島県東部県土整備局、徳島県南部総合県民局及び徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）